

# だまされんちゃ通信

平成30年3月号  
富山県警察本部

## コンビニで架空請求詐欺を未然防止!!

### セブン-イレブン富山向新庄5丁目店

1月19日、同店店員は、来店した常連の女性客(50歳代)が、初めて電子ギフトカードを購入したことを不審に思っていたところ、同人が精算後、店舗外で購入した電子ギフトカードを見ながら、携帯電話で電話し始めるのを目撃した。

その状況に店員は詐欺の被害を疑い、すぐに声をかけ、110番通報したことで特殊詐欺被害を未然に防止した。



### セブン-イレブン砺波三島町店

1月20日、多額の電子ギフトカードを購入した女性客(60歳代)が携帯電話でいずれかに連絡していたことから、不審に思った店長が声掛けしたところ、「映画サイトの料金19万3,000円分が未納だから、電子ギフトカードを買って番号を連絡するよう言われた」と答えた。

店長は、その購入者の電話を中止させ、すぐに警察に通報したことにより、特殊詐欺被害を未然に防止した。



Check!

だまされんちゃ! POPができましたー!!



電子ギフトカードを悪用した特殊詐欺被害を防止するため、県コンビニエンスストア等防犯協会と連携し「だまされんちゃ! POP」を作製しました。県内コンビニエンスストアの電子ギフトカード陳列棚に設置されていますので、ぜひチェックしてください!



電話で購入を指示されたらんけ?  
カード番号を電話で伝えては詐欺(ヤキ)!!  
買う前に警察に相談しなれ!  
警察相談電話#9110  
富山県コンビニエンスストア等防犯協会・富山県警察



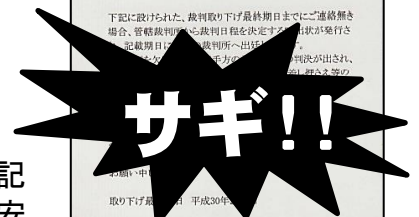
## サギのハガキにご注意ください!!



「総合消費料金・・・」と題した詐欺のハガキが県内に多数郵送されています。最近では**情報保護シール(目隠しラベル)**が張られたハガキも確認されています。

シールをめくると...

これらのハガキは**すべてサギ**です。記載の電話番号には決して連絡せず、不安に思ったら家族や警察に相談しましょう。



総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(4)251

この度、貴方の未納された総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、新状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する旨の通知が発行され、記載の期日に裁判所へ出席し、後述の通り、判決が出され、貴方の未納分が強制執行の対象となります。

裁判取り下げ

平成30年

1月

15日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関3丁目1番7号

消費者相談窓口 03-5561-1111

受付時間09:00~19:00(日・祝日を除く)



お問合せ先

富山県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係  
電話:076(441)2211(代表)